日本私立大学協会

私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞

「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人北海学園
②設置大学名称	北海学園大学
③担当部署	本部事務局総務部総務課
④問合せ先	011-841-1161
⑤点検結果の確定日	令和 8 年 9 月 17 日
⑥点検結果の公表日	令和 8 年 9 月 30 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.hokkai-t-u.ac.jp/disclosure/governance-code/
⑧本協会による公表	◉ 承諾する　○ 否認する

【備考欄】

様式Ⅰ

Ⅰ－Ⅰ．「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則１　自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則２　公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則２－２　多様性への対応	○
基本原則３　安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－４　危機管理体制の確立	○
基本原則４　透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開	○

Ⅰ－Ⅱ．遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

Ⅰ－Ⅲ．遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ.「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神及び使命・目的について、本学ウェブサイトに掲載して、広く社会に公表している。 https://www.hgu.jp/about/frontier-spirit.html https://www.hgu.jp/about/mission.html
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	各学部のアセスメント・プランに基づき３つのポリシーを踏まえ、適切性にかかる点検・評価並びに問題点の抽出と課題の検討を実施し、将来構想委員会において、前年度からの変更点・改善点を報告し、他学部の優れた取り組みを参考にするなどの工夫を行っている。
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	重要事項を調整・協議する協議会及び教授会、各種委員会等により、階層的に機能、役割が分担されている。また、学長のリーダーシップが発揮されるよう、２名の副学長（総務担当、内部質保証担当）を置くとともに、学長室が設置されている。学長の方針等については、学部長や各種委員を通じて各学部教授会に伝えられ共有が図られている。
実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	重要事項に関する学長提案を調整し、あわせてその運営に資するため、構成員を学長、副学長、学部長、学長が必要と認める者、事務部・部課長とする学長室会議を置き、教職協同体制を推進している。
実施項目１－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	FDについては、FD委員会を中心に、教育内容や教育方法の改善に向けたFD活動に取り組んでいる。FD委員会は、全学教育という観点から広く大学教育の在り方についての討論・情報交換を行い、新たな企画や提案を積極的に発信し、教育改革を推進する役割を担っている。 SDについては、SD委員会において「実施方針」を定め、職場内のコミュニケーションを円滑にし、業務知識・技能の修得並びに業務遂行に対する意欲及び能力の向上を図るとともに、各部署・業務領域の機能を戦略的に検討、企画する機会を設け、教育支援、研究支援及び経営支援の知識の涵養を推進している。

原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目１－２①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	大学及び北海学園の内外環境を踏まえて、計画・KPI・KGI をとりまとめた具体的な中期計画案を策定し、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会において決定している。
実施項目１－２②	説明
計画実現のための進捗管理	単年度の事業計画において中期計画の内容を具体化し、事業報告においてその進捗状況を把握している。

原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目２－１①	説明
社会の要請に応える人材の育成	本学での研究成果を地域・社会に還元するため、公開講座やセミナー等の取り組みを充実させている。 また、広く社会人に対し勉学の機会を提供するとともに、社会人としての豊富な経験を在学生と共有することで、互いの学びに対する研鑽が図れることを期待して、社会人特別選抜を実施している。
実施項目２－１②	説明
社会貢献・地域連携の推進	地域の課題に積極的に向き合い、協働してことにあたるために、本学では、北方共創圏研究センターを設置している。ＨＳＦＣ（北海道未来創造スタートアップ育成相互支援ネットワーク）、札幌市地域連携プラットフォームに参加するとともに、包括連携協定などを締結した自治体や企業と協力して、北海道の地域社会が直面する諸課題の解決に取り組んでいる。

原則２－２　多様性への対応

実施項目２－２①	説明
多様性を受容する体制の充実	本学への入学希望者、在学生を対象に「北海学園大学要支援学生に関するガイドライン」を定め、修学上のアクセシビリティに関する支援の提供を目指すとともに、アクセシブルな修学環境を全学的に推進している。 また、2020 年、新型コロナウイルスの感染拡大により大学生の生活スタイルが大きく変化したことをきっかけに、学生による学生のためのサポートチーム HGU SOS（Student Omoiyari Support）が発足した。大学の各部局、各学部の事務室などと連携しながら、学生同士だからこそ分かる不安や悩みを学生目線でサポートしている。 教職員については、一般事業主行動計画を策定し、本学で働くすべての女性教職員が、仕事と生活の調和を図りながら自身のキャリア形成できるよう、体制整備に努めている。
実施項目２－２②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員や評議員への女性登用に配慮し、理事１名、評議員４名の女性を登用している。

原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－１①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格及び構成を寄附行為に定めている。 選任については、寄附行為又は理事選任委員会運営規程に基づき、理事会又は理事選任委員会が候補者を審議し、評議員会の意見を聴いたうえで、適切に選任することで、その過程の透明性を確保している。
実施項目３－１②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	寄附行為において、理事会や理事の職務及び理事会の運営等について明確にするとともに、理事会及び評議員会における協議等について定め、適切に運営することで、運営の透明性の確保及び評議員会との共同体制の確立に努めている。 理事会は、理事長、常務理事及び設置校の長（理事）から、業務執行状況及び各学校の事業等について報告を受け、理事の業務について監督している。
実施項目３－１③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	文部科学省からの情報や私立学校法等の法令改正について、理事会において情報提供をするとともに、年１回程度研修会を実施している。

原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目３－２①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人については、職務及び選任等について寄附行為に定め、理事会で候補者を審議し、評議員会の決議により選任することで、選任過程の透明性を確保している。
実施項目３－２②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監査を実施するために必要な事項を監事監査規程及び内部監査規程に定め、同規程に基づき監査計画を策定している。 監事、会計監査人及び内部監査室の意見交換の場を定期的に設け、連携を図っている。
実施項目３－２③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	年１回程度研修会を実施しているほか、文部科学省主催の監事研修会に参加している。

原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－３①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の属性や構成割合、資格等を寄附行為に定めている。 選任については、寄附行為に基づき、理事会で評議員候補者を審議し、評議員会の決議又は評議員会の審議を経た理事会の決議により選任することで、その過程の透明性を確保している。
実施項目３－３②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	寄附行為において、評議員会や評議員の職務及び評議員会の運営等について明確にするとともに、理事会及び評議員会における協議等について定め、適切に運営することで、運営の透明性の確保及び理事会との共同体制の確立に努めている。
実施項目３－３③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	文部科学省からの情報や私立学校法等の法令改正について、評議員会において情報提供をするとともに、年１回程度研修会を実施している。

原則３－４　危機管理体制の確立

実施項目３－４①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	危機管理規程を定め、理事長を危機管理最高責任者とする危機管理委員会を設置し、リスク管理体制を整備している。また、同委員会によりBCPを策定し、災害時の事業継続と早期復旧に備えている。 本学ウェブサイトに「防災 Plus」ページを作成し、防災についての意識付けを図っている。また、インターネット環境が使えない時に備え、全学生及び教職員に「災害時対応マニュアル」を配布している。
実施項目３－４②	**説明**
法令等遵守のための体制整備	コンプライアンス規程を定め、役員及び教職員等が法令、寄附行為及び諸規程を遵守するよう取り組むとともに、公益通報等に関する規程を定め、内部通報窓口を設置する等、内部通報体制を整備している。

原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開

実施項目４－１①	説明
情報公開推進のための方針の策定	学校法人としての公共性に鑑み、社会に対する説明責任を果たすため、情報公開に関する規程を定め、法人ウェブサイト及び大学ウェブサイトにおいて学園が保有している情報を公表している。
実施項目４－１②	**説明**
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	本学ウェブサイトでは、サイトの使いやすさの維持・向上はもちろん、より一層、多くの情報を提供できるように努めており、大学のスマートフォン・サイトを使いやすさの観点から評価する、株式会社日経 BP コンサルティングによる「大学スマホ・サイト ユーザビリティ調査 2025-2026」において、2022 年度以来 2 度目の〔総合ランキング〕で全国第 1 位を獲得した。 また、決算報告では用語解説等を付すなど説明方法を工夫し、幅広いステークホルダーに本学の概要を理解していただけるよう努めている。

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明